

○ 特定複合観光施設区域整備推進会議における主な検討事項（案）

(1) 特定複合観光施設の制度：国際競争力の高い、魅力ある滞在型観光の実現

- 「日本型IR」の要素
- 特定複合観光施設の構成施設の種類・要件の考え方（中核施設の種類・機能、中核施設の要件）
- 設置・運営の一体性の原則（事業主体の一体性の原則、地理的一体性の原則）
- 特定複合観光施設と区域との対応関係
- 認定制度（認定・申請主体、認定手続、認定の考慮要素、認定区域数の上限）

第2回推進会議
(5月10日)
で審議

(2) カジノ規制：世界最高水準の規制の導入

【基本的な考え方】

【参入規制】：免許制、審査対象・要件 等

- カジノ事業の参入規制
- IR事業運営形態
- 株主の規制
- カジノ関連機器等製造業等の参入規制

第3回推進会議
(5月31日)
で審議

- 指定試験機関

【カジノ施設・機器の規制】

- カジノ施設の数・規模、カジノ施設の構造・設備に関する規制
- カジノ関連機器等の基準、型式検定

【カジノ事業活動の規制】

- 事業内容に関する規制（カジノ行為〔ゲーミング〕に関する規制、金融業務の規制、カジノ施設内関連業務の制限）
- 事業方法に関する規制（内部管理体制の整備義務、約款の認可、業務委託の制限、従業員の確認・届出）

➡ 詳細は2ページ目

第4回推進会議
(6月13日)
で審議

【懸念への対応】

- 依存防止対策
- 青少年の健全育成
- マナー・ロンドリング対策等

➡ 詳細は3ページ目

第5回推進会議
(6月20日)
で審議

【カジノ事業等の監督】

(3) カジノ管理委員会：規制の的確な執行のための体制整備

- カジノ管理委員会の位置づけ
- 委員の構成
- 委員会の機能・権限（カジノ事業者等に対する調査権限、監督処分 等）

➡ 詳細は4ページ目

第6回以降の
推進会議
で審議予定

(4) カジノの財政制度：幅広い公益目的への還元

- 納付金（納付金の水準、財源の使途の考え方）

(5) 刑法の賭博に関する法制との整合性

第3回 特定複合観光施設区域整備推進会議の主なポイント

※国IR推進会議の第3回(H29.5.31)の資料から作成

我が国のカジノに関する規制制度の全体像

- 免許等による参入規制・・・<第3回>
- カジノ施設(※1)・機器の規制・・・<第4回>
- カジノ事業活動の規制・・・<第4回>
 - ・カジノ行為の規制、カジノ事業の規制、IR事業の規制
- 懸念への対応・・・<第5回以降>
 - ・依存症防止対策、マネー・ローンダリング対策、青少年の健全育成
- カジノ管理委員会と主務大臣・都道府県等の連携・・・<第5回以降>

※1 カジノ施設=ゲーミング区域+附帯区域(主要通路、飲食スペース、トイレ、バックヤード等)

【参考】諸外国におけるカジノ施設に対する規制

- カジノ事業免許の審査
 - ・免許対象:カジノ事業者の株主・経営陣、従業員、機器製造者、土地所有者 等(米国ネバダ州)
 - ・有効期間:3年(シンガポール) 費用負担:審査費用は申請者負担
- カジノ施設・機器の規制
 - ・ゲーミング区域(※2)の総面積:15,000㎡(シンガポール)
 - ・スロットマシン等の数:2,500台以内(シンガポール)
- カジノ事業活動の規制
 - ・ゲーミングの種類内容、広告規制、金融業務の規制
- 入場規制
 - ・本人、家族の申請に基づく入場制限、入場料の徴取(シンガポール)

※2 ゲームの実施やゲームの運営管理・監督をするための場所

参入規制に関する論点

<カジノ事業免許の原則>

- 1 カジノ事業については、免許制かつ更新制
- 2 カジノ事業免許の主体を一体性が確保されたIR事業者に限定
- 3 IR事業者やその役員のみならず、幅広く関係者を背面調査により審査
- 4 株主等について認可制等で規制
- 5 IR事業者が行う取引についても認可制等で規制
- 6 カジノ管理委員会の体制を整備し、徹底した背面調査を実施

<IR事業の運営形態>

- ①(経営資産(土地/施設)がIR事業者から分離される場合) 土地/施設所有者は、カジノ事業免許とは別の免許制等
- ②(経営と運営が分離される場合) カジノ事業の運営は第三者への委託を認めず、非カジノ事業は委託契約を認可制

<株主の規制>

- 議決権、株式又は持分の保有割合が5%以上の株主等を認可の対象
- 保有割合が5%未満の株主等についても報告を徴求し、必要に応じて、その廉潔性を調査

<カジノ関連機器等製造業等の参入規制>

- カジノ関連機器等製造事業者については、許可制かつ更新制
- カジノ関連機器等については、品質・性能等に規制

カジノ施設の数・規模の規制

<カジノ施設の数>

○1つのIRに設置するカジノ施設の数を1つに制限

・カジノ施設は単一の施設に集約して設置することが適切

<カジノ施設の規模の上限等の設定>

○カジノ施設の規模の上限等としては、以下の観点を組み合わせて設ける

i) カジノ施設がIRのあくまで一部に過ぎない位置付けであること

ii) カジノ施設の面積が上限値(絶対値)を超えないこと

○上記ii)の面積の上限(絶対値)の対象は、カジノ施設のうちゲーミングエリア(※1)とする

・IRの規模の拡大に比例して、カジノ施設の規模が無制限に拡大することは避けるべき

・カジノ施設の面積上限(絶対値)を設定する場合、シンガポールの法令による上限値等を参考にして定めることが適切

※1 専らカジノ行為の実施や現場でその運営管理・監督等をするための区域

カジノ機器、事業活動の規制

○カジノ施設の構造・設備に関する基準を設定

○カジノ関連機器等の基準、型式検定の実施

○カジノ行為の範囲、実施方法の基準設定

○IR事業者等の金融業務の範囲

・金銭貸付、送金・受入等の許容と規制、クレジット利用の規制、ATM設置の規制

○カジノ施設内の関連業務の制限

○IR事業者の内部管理体制の整備

・財務報告書、内部統制報告書の認定都道府県等及びカジノ管理委員会への提出等を義務付け

○約款の認可、業務委託の制限、従業者の確認、届出

【参考】シンガポールにおけるカジノ施設に対する規制

○施設数の規制

・1区域内のカジノ施設を1つに限定

○面積の規制

・カジノ施設(※2)のうち、ゲーミング区域(※3)の面積規制(15,000㎡)

○カジノ施設の構造・設備の規制

・ゲーミング区域と附帯区域の明確な区分、監視カメラ等からの

ゲーミング区域の見通しの確保 等

※2 カジノ施設=ゲーミング区域+附帯区域(主要通路、飲食スペース、トイレ、バックヤード等)

※3 ゲームの実施やゲームの運営管理・監督をするための場所

依存防止対策・青少年の健全育成・マネーロンダリング対策について

1 依存防止対策（今後の議論の方向性）

（1）広告・勧誘の規制

- ①広告・勧誘の内容・場所等に関する制限（不適切な広告・勧誘は確実に排除）
- ②未成年者に対する広告・勧誘の制限（20歳未満の者に対してはIR区域の内外にかかわらず、ピラ等の頒布や勧誘を禁止）
- ③再勧誘の禁止（相手方がカジノ施設を利用しない旨の意思を表示したときの再勧誘を禁止）
- ④カジノ管理委員会による広告勧誘指針の作成・公表（全ての媒体に広告・勧誘方法が適切なものとなるよう努力義務を課す など）
- ⑤広告・勧誘を行う者に対する一定の表示・説明の義務付け

（2）コンプに関する規制

- ①高額コンプの提供や、善良の風俗を害するおそれがある提供方法の禁止
- ②カジノ事業者に対するコンプ提供の記録作成・保存義務

（3）入場回数の制限

- ①カジノ施設への入場回数制限の導入（常態的な入場の制限、日本人や国内居住外国人への制限 など）
- ②カジノ管理委員会による入場回数情報の一元的な把握（顧客情報の把握し、新たな入場の可否を判断、顧客に入場回数をフィードバック など）
- ③マイナンバーカードを活用した本人確認措置（入場回数の把握・照会制度の設置 など）

（4）入場料の賦課

- ①依存症対策としての入場料の効果（科学的知見が未確立）
- ②入場料賦課のメリット（公益目的への還元、安易な入場を抑止 など）

（5）事業者が実施する依存防止措置

- ①相談窓口の設置等
- ②本人・家族申告による利用制限措置
- ③内部管理体制の整備（従業員教育訓練、依存症防止規程の作成など）
- ④カジノ管理委員会への報告義務

2 青少年の健全育成（今後の議論の方向性）

カジノ行為の青少年への悪影響を防止する観点から、公営競技の例を参考にして、20歳未満の者については、カジノ施設への入場を禁止

3 マネーロンダリング対策（今後の議論の方向性）

（1）暴力団員等の入場禁止

- ①暴力団員の入場禁止
- ②暴力団以外でカジノ施設の秩序を乱すおそれのある者の入場禁止
- ③入場者による暴力団員等でないことの表明措置

（2）取引時確認等の義務付け

- ①取引時確認等、取引記録の作成・保存
- ②疑わしい取引の届出
- ③一定額以上の現金取引の届出

（3）チップ等の規制・監視

- ①顧客間のチップ等の譲渡の規制
- ②カジノ施設外へのチップ等の持ち出し禁止
- ③規制の執行のための措置（監視カメラや巡回 など）

（4）事業者が実施するマネーロンダリング対策

- ①内部管理体制の整備を義務付け（従業員教育、監査体制 など）
- ②犯罪収益移転防止法による義務からの上乗せ（努力義務→義務）
- ③F A T F 勧告で求められる措置や諸外国における規制の例からの上乗せ